

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		公害防止用設備に係る特例措置の延長 (国税 21)(所得税:外・法人税:義)(地方税 22)(固定資産税:外)
2	要望の内容		公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特別償却の特例措置を平成29年度末までの1年間延長する。
3	担当部局		厚生労働省健康局生活衛生課
4	評価実施時期		平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		創設年度 平成5年 平成 9年度税制改正 2年間延長 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 1年間延長 平成14年度税制改正 2年間延長 平成16年度税制改正 2年間延長 平成18年度税制改正 1年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 1年間延長 平成24年度税制改正 2年間延長 平成26年度税制改正 2年間延長
6	適用又は延長期間		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで (平成28年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業において、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。 《政策目的の根拠》 大気汚染防止法施行令附則第3項、土壌汚染対策法施行令第1条第21号
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。									
8	有効性等	① 適用数等	テトラクロロエチレン溶剤又は 1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機 <table><tr><td></td><td>(出荷台数)</td><td>(適用台数)</td></tr><tr><td>平成 25 年度</td><td>58 台</td><td>17 台</td></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>37 台</td><td>11 台</td></tr></table> (出典)一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」		(出荷台数)	(適用台数)	平成 25 年度	58 台	17 台	平成 26 年度	37 台	11 台
	(出荷台数)	(適用台数)										
平成 25 年度	58 台	17 台										
平成 26 年度	37 台	11 台										
		② 減収額	(減収額) 27年度(推計) 306 万円									
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成 29 年 3 月) 原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング営業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成 29 年 3 月) 中小零細のクリーニング営業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング営業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成 29 年 3 月) テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見過ごすこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。									

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。 したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月